平成２１年（再イ）第１１３号
神戸市中央区加納町２丁目６番21―602号
再生債務者　髙田こと　髙　　春美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再イ）第２７号
兵庫県伊丹市北河原２丁目６番21―401号
再生債務者　中西　恭久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（再イ）第３５号
兵庫県伊丹市西野５丁目228番地ニューライフ西伊丹３Ａ号
再生債務者　山本　芳弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（再イ）第２２号
奈良県大和高田市東雲町１番33号
再生債務者　吉村　嘉洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（再イ）第１２号
福岡県飯塚市有井312番地８
再生債務者　江上　美奈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２０年（再イ）第１３９号
函館市本通４丁目34番１号
再生債務者　木村　孝司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日　函館地方裁判所

平成２１年（再イ）第１３号
千葉県君津市西坂田１丁目７番16号
再生債務者　上原　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（再イ）第８号
長野県諏訪市高島１丁目18番10号
再生債務者　平林　正行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（再イ）第１７号
和歌山県橋本市隅田町河瀬142番地の２
再生債務者　坂中　信夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（再イ）第６号
山口県岩国市玖珂町6448番地６
再生債務者　北野　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（再イ）第２号
香川県観音寺市観音寺町甲2719番地
再生債務者　筒井　賢二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月23日
高松地方裁判所観音寺支部

地方職員共済組合役員の異動について

役員の異動について次のとおり公告する。
平成21年８月５日　　地方職員共済組合
平成21年７月13日付
退任　　理事（常勤）　　下河内　司
平成21年７月14日付
就任　　理事（常勤）　　幸田　雅治

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳から60歳位の男性、身長170㎝位、痩せ型、短髪、卵形、色白、所持金品は現金104円、眼鏡、腕時計、ライター、赤色サインペン
上記の者は、平成21年６月23日午前７時40分頃、豊島区池袋２丁目７番３号ロビー会館カプセルホテルオアシスのトイレ内で死亡していたものである。死亡原因は縊死。
身元不明のため、遺体を火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、豊島区保健福祉部生活福祉課まで申し出て下さい。
平成21年８月５日
東京都豊島区　　豊島区長　高野　之夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢50歳から60歳位、紺色ウインドブレーカー、グレー縦縞模様の背広上下、白に青色の縦縞模様のワイシャツ、黒色パンツ、黒色靴下、茶色の短靴を着用、現金604円、腕時計を所持
上記の者は、平成21年６月２日に台東区上野公園４番都立上野恩賜公園にて、死亡しているところを発見されたものです。平成21年６月１日午後２時頃死亡と推定。
ご遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当区福祉部福祉課まで申し出てください。
平成21年８月５日
東京都　　台東区長　吉住　　弘

公示送達

岡山県南広域都市計画事業大供周辺土地区画整理事業の書類の送付に代える公告について
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による岡山県南広域都市計画事業大供周辺土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により書類の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告します。
平成21年８月５日
岡山県南広域都市計画事業
大供周辺土地区画整理事業
施行者　岡山市
代表者　岡山市長　髙谷　茂男
1書類の送付を受けるべき者の最後の住所・氏名
⑴　岡山市並木町一丁目３番地　藤原　　卓
⑵　神戸市兵庫区湊川町三丁目41番地の８　小橋平四郎
⑶　岡山県児島郡藤田村六区　黒崎　　毅
⑷　岡山市西古松45番地　大守　正市
⑸　岡山市西古松496番地　小山　奇一
2通知の内容
従前の宅地
岡山市北区大供本町517番１
同法第98条第１項の規定による仮換地指定